

## 滋賀大学と草津市との協力に関する協定書

滋賀大学(以下「甲」という。)と草津市(以下「乙」という。)とは、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、もって相互の発展、さらには地域社会の発展に資するため、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、教育研究活動等を通じたまちづくり事業における甲と乙との密接な連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の企画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 学校教育及び生涯学習に関する事業
- (2) 文化の振興に関する事業
- (3) 産業の振興に関する事業
- (4) 地域の活性化に関する事業
- (5) 人材育成に関する事業
- (6) その他甲及び乙が協議して必要と認める事業

(協定期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から改定の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

(定めのない事項)

第4条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

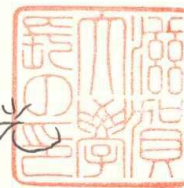
上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年5月31日

(甲) 彦根市馬場一丁目1番1号  
国立大学法人滋賀大学

滋賀大学長

佐和隆光



(乙) 草津市草津三丁目13番30号  
草津市

草津市長

橋川 渉

